

「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」に関するQ & A

令和4年12月版

Q1：変更設計にて現場環境改善費を設計計上する条件に、山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合、「別表－1に示す各計上項目のうち、5内容（いずれか1項目のみ2内容）実施していること。」と記載があるが、別表－1に示すものから、どれでも5内容実施していればよいのか。

A1：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合は、別表－1に示す計上項目（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域貢献）の4項目から最低1内容ずつ、いずれかの計上項目のみ2内容の、合計5内容実施する必要があります。なお、実施する内容の事例は別表－3に記載していますが、あくまで参考であるため、「土木系工事における現場環境改善費の実施要領」の趣旨に沿う内容であれば別表－3への記載の有無に関わらず、評価の対象とします。

（実施内容数と設計計上の対象/対象外の例）

計上項目	実施内容数		
仮設備関係	2	1	1
営繕関係	1	1	1
安全関係	1	1	<u>0</u>
地域貢献	1	1	3
計	5	<u>4</u>	5
設計変更の対象	対象	<u>対象外</u>	<u>対象外</u>

Q2：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事において、現場環境改善に資する内容を5内容以上実施した場合、発注者に提出する見積書に、5内容以上に関する経費を計上してよいのか。

A2：山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事において、5内容以上の現場環境改善に資する内容を行った場合についても、5内容に関わる経費のみを見積書に計上するものとします。ただし、山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の場合は、1内容以上の経費を見積書に計上してよいものとします。

Q3：発注者に提出する見積書に、現場管理費や一般管理費等に関する経費を計上してよいのか。

A3：設計計上する現場環境改善費は、現場管理費及び一般管理費等の率計算の対象額になるため、現場管理費及び一般管理費等に関する経費については、見積書への計上は認めません。

Q 4 : 1 工事の中に複数施工箇所がある場合は、どのように設計計上の可否を判断するのか。

A 4 : 1 工事の中に複数施工箇所がある場合は、1 施工箇所毎で設計計上する条件を満足すれば、設計変更の対象とし、実施箇所毎の費用を計上します。

Q 5 : 現場環境改善費として実施予定だった内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したのちに、現場の都合により実施を取りやめた。実施を取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はあるか。

A 5 : 取りやめたことによる罰則（ペナルティー）はありませんが、設計計上の対象とはなりません。また、取りやめた場合は、監督職員に速やかに報告してください。

Q 6 : 現場環境改善費として実施予定の内容について、発注者に工事打合せ簿にて提出したが、発注者より現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないとの回答があった。設計計上する内容として評価されなかった場合も、実施しないといけないか。

A 6 : 発注者から現場環境改善費として設計計上する内容として評価できないと回答があった場合、その内容について実施するかは受注者の任意ですが、実施した場合でも設計計上の対象にはなりません。

Q 7 : 設計計上する現場環境改善費の算出方法として、山口県設計標準歩掛表（港湾編）以外を適用する工事の場合は、積み上げ計上分の記載があるが、積み上げ計上分の費用はどのように算出するのか。

A 7 : 積み上げ計上分の費用は見積によるものとします。ただし、積み上げ計上分は、率分で計上することが適当でない判断される場合にのみ適用するものとし、原則は率計上によるものとします。